

茨城・鉢形地区条里遺跡

はちがた

所在地

茨城県鹿島郡鹿島町鉢形字町田

1

調査期間

一九八八年(昭63)一二月～一九八九年(平1)九月

2

発掘機関

鹿島町教育委員会

3

調査担当者

田川 良

4

遺跡の種類

遺物包含地・水田跡

5

遺跡の年代

古墳時代～中世

6

遺跡及び木簡出土遺構の概要

鉢形地区条里遺跡は、鹿島町の役場周辺市街地の南方約一・五km、木滝台と鉢形台によつて挟まれた標高約八～九mを測る沖積地面に所在する。鹿島町は、東に

鹿島灘、西に北浦を望み、北浦より流出する鰐川によつて、広く開拓の進んだ支谷が発達しており、本支谷

は発掘区A、B、Cの三地点を経てさらに北側に細く伸び、谷頭を形成する。

本遺跡の調査は、圃場整

備事業鹿島湖岸南部土地改良に伴い、一九八七年一〇月末から約一ヵ月間で八四ヵ所の試掘調査を行ない、土層観察、プラント・オペール(微化石)を分析した上で、そのうち三地点約三五〇〇m²を調査対象地区とした。

調査の結果、本地域全体を覆うと考えられる腐植土層が極めて厚く、軟弱な湿地帯のため、条里遺構と思われる遺構は確認されていない。このうち、C地点には、幾条かの現畦畔があり、その畦畔下には砂層の堆積が続くとともに、木杭列が検出された。また、その畦畔と直交するような木杭列を検出したが、いずれも現畦畔に伴う施設であろう。また、幾条もの暗渠が走っているが、同様のものと考えられる。このほか、道路状遺構がこの発掘区南端部分に検出された。砂を盛つて構築されているものの、方向は現畦畔と異なり、約二〇度北へ振れる。

本地域の水田跡としての旧状は、「湿地深田形状不整……明治四十二年五月ニ工事ニ着手シ、大正十二年二月完形ヲ見ル……整々タル美田畔農地決シ耕地整理ノ難行ニ心血ヲ注ギ……」と記した石碑から知られ、それまでは、水田にはあまり適さない、湿地深田であったことがうかがえる。本地域では、細礫を含む粘質土層や粘土質の基盤層があまり形成されておらず、同じく条里遺構の水田跡が確認された北浦ベリ(田口崇ほか『鹿島湖岸北部条里遺跡』Ⅳ、Ⅴ 鹿島町教育委員会 一九八四年参照)とは対照的である。

しかしながら、本地域の小字名に町田、鎌田、周辺地域には、谷

田、崎ノ田、東側の約1kmには、関田、神田前などの地名が存在していることは、留意しなくてはならない。

出土遺物は、その量と種類が豊富で、土器類をはじめ、土製品類・石製品・金属製品・木製品など多岐にわたる。このうち、木製品は、本稿で報告する木簡三点を始めとする木札類十数点・田下駄・桶の木片・漆塗りの椀・箸状のものなどがある。またC地点からは、銅製品として、飾金具・把手やピンセッタ状の工具類のほかに煙管七五点、錢貨一二五点など多くが出土している。錢貨は、鑄造年代からすれば時間的幅は極めて長く、錢種も多い。「五銖」「開元通宝」をはじめとし、量的には、「寛永通宝」が四三点と最も多い。ほとんどの遺物が、前述の耕地整理などによる客土から出土しているが、木簡をはじめとした木札類は、その下層の茶褐色腐植質土層より出土している。

A、B地点からは、近接する木滝台遺跡、国神遺跡などと同様の縄文・近世の長期にわたる遺物が出土し、また、東側の半島状の台地に所在した中世の館山城に隣接するC地点では、それに関連すると思われる遺物も多い。また、本遺跡の北東約1kmには、天平勝宝元年(七四九)に鹿島神宮宮司中臣鹿島連大宗、修行僧満願らが造営した鹿島神宮寺跡が所在し、さらに西方二kmに、鹿島郡家跡の神野むか、遺跡が所在し、本遺跡出土の多種多様の遺物はそれらとの関連を

想起させる資料となっている。

8 木簡の釈文・内容

(1) 「 晴々如律令

(83)×18×3 019

(2) 「 木簡為也」

95×20×4 032

(3) 「 蘇民将来子孫也」

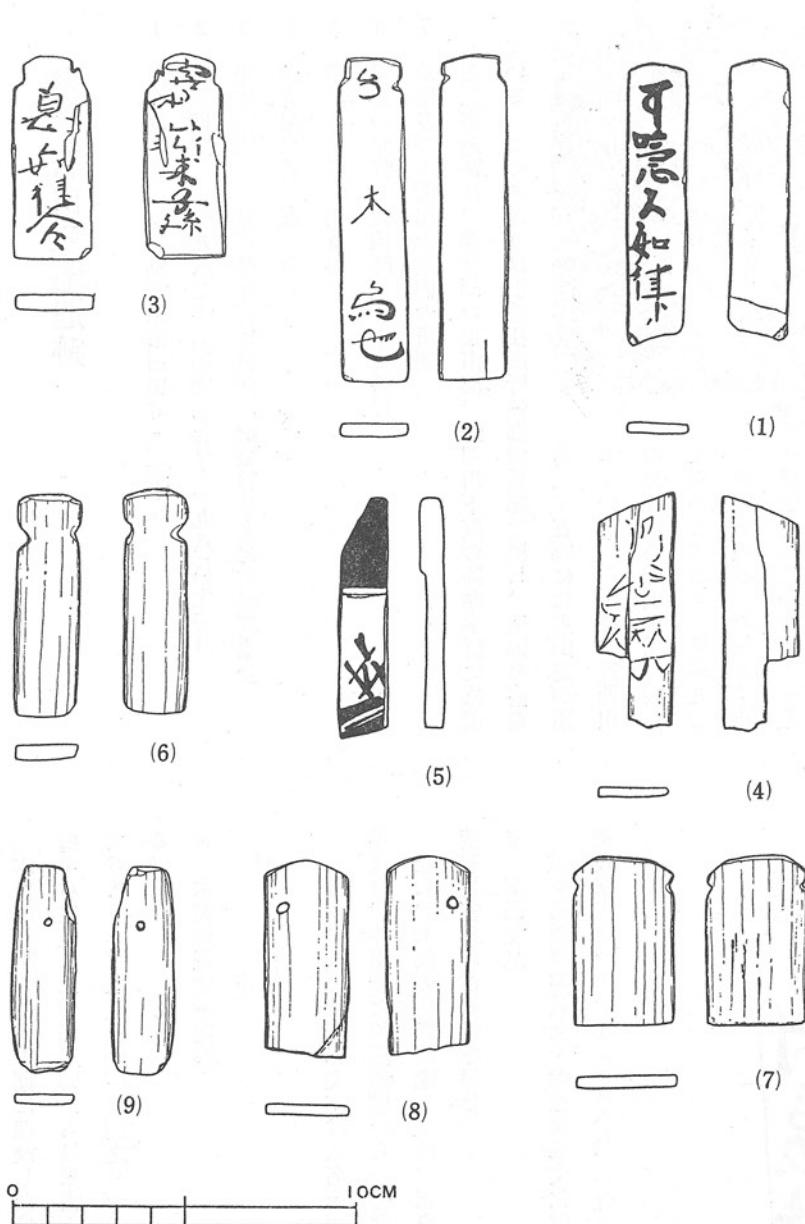
・「 急々如律令」

59×23×4 032

(1)～(3)は、いずれもC地点より、遺構に伴わずに出土した。(1)は、「晴」字の上部に梵字「va」と思われる文字がみられる。(2)は、文字の残存状況が悪く、判読できるのは三文字で、不明確である。(3)は比較的小さく、(2)と同様に頭部をつくり出す。

このほか部分的にかすかに墨書が残っているもの(7)、その痕跡が不明のもの(6)、上部付近に小孔が穿たれているもの(8)(9)の二点などが出土している。また短冊状の木札の表面に「符籙」を記したと思われるもの(4)、木片の上下に墨をベタ塗りし、中に井桁状の文様が墨書されたもの(5)も出土している(木簡は(1)～(4)、(7)の五点)。

当町内では、一九八四年に、湖岸北部条里遺跡²木地区より、「晴々如律令」と書かれた呪符木簡が出土しており(『木簡研究』六)、今回出土の二点を加え、明瞭な呪符木簡は計三点となる。これらは、遺構に伴うものではないが、近世の遺物の出土層位の下層から出土



している。書風からみると室町後期頃かと思われる。
9 関係文献
鹿島町教育委員会『鉢形地区条里遺跡発掘調査報告書』(一九九〇)

年
同『鹿島湖岸北部条里遺跡V——宮中条里遺跡爪木II地区——』(一九八四年)
(橋本久雄)